

令和4年2月1日付飯塚市告示第28号で行った告示について、下記の通り訂正する。

令和5年12月4日

飯塚市長 武井 政



記

1 告示した文書及び訂正内容

令和4年飯塚市告示第28号

訂正後	訂正前
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号以下「令」という。)第158条第1項及び第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2の規定により、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育料、副食費、介護保険料、児童クラブ利用料、小中学校給食費、住宅使用料、市営住宅駐車場使用料の徴収又は収納の事務を別紙のとおり私人に委託したので、令第158条第2項、第158条の2第6項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項、児童福祉法施行令	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号以下「令」という。)第158条第1項及び第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条、児童福祉法(昭和22年法律164号)第56条第3項、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2の規定により、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育料、副食費、介護保険料、児童クラブ利用料、小中学校給食費、住宅使用料、市営住宅駐車場使用料の徴収又は収納の事務を別紙のとおり私人に委託したので、令第158条第2項、第158条の2第6項、国民健康保険法施行令(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(昭和19年政令318号)第33条、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条の

<p>(昭和 23 年政令第 74 号)第 44 条第 1 項、介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 45 条の 7 第 1 項の規定により告示する。</p>	<p>2、介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 45 条の 7 の規定により告示する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------